

別紙（規則第6条及び第7条関係）

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則における教育学部附属学校（附属幼稚園を除く。）の留意事項

国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則（以下「規則」という。）第6条及び第7条に定める教育学部附属学校（附属幼稚園を除く。）の留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体的な事例（規則第6条関係）

規則第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体的な事例は、次のとおりである。

なお、次に示す具体的な事例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体的な事例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

また、障害者が、教育学部附属学校（以下「本校」という。）における教育その他本校が行う活動への参加を検討するために有効な環境や配慮に関する情報を事前に提供するように努めること。そのうえで、規則第3条第2項のとおり、教職員は、正当な理由により配慮を行うことが難しいと判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- ・障害があることを理由に、受験を拒否すること。
- ・障害があることを理由に、入学を拒否すること。
- ・障害があることを理由に、授業受講を拒否すること。
- ・障害があることを理由に、実習、課外活動等への参加を拒否すること。
- ・障害があることを理由に、事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- ・障害があることを理由に、式典、行事、説明会への参加を拒否すること。
- ・障害があることを理由に、施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- ・手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなど、適切な情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある児童及び生徒（以下「児童等という。）」の授業受講や、実習等への参加を拒否すること。
- ・試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体的な事例（規則第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求めら

れる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体的な事例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体的な事例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体的な事例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

また、在校生の修学上の配慮に関しては、学級担任、特別支援教育コーディネータと本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合は、特別支援教育に関する校内委員会で協議すること。さらに、規則第3条第4項のとおり、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

○ 物理的環境への配慮

- ・車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す等の工夫をすること。
- ・図書館や、実験・実習室等の施設・設備を、他の児童等と同様に利用できるように改善に努めること。
- ・移動に困難のある児童等のために、所属する学級に近い位置に駐車場を確保すること。
- ・聴覚過敏の児童等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- ・視覚情報の処理が苦手な児童等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすこと。
- ・配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある児童等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- ・移動に困難のある児童等が所属する学級で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- ・易疲労状態の児童等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

○ 意思疎通の配慮

- ・授業や行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム活用などの情報保障に努めること。
- ・ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ・シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、児童等の要望に応じ

- て電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ・聞き取りに困難のある児童等が所属している学級で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、授業前後に視聴覚教材の貸出しを行うこと。
 - ・状況に応じて、授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
 - ・筆記が難しい児童等について事務手続きの際に、教職員や支援員等が必要書類の代筆を行うこと。
 - ・障害のある児童等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
 - ・間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
 - ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
 - ・授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、授業の目的に適う範囲で発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
 - ・入学試験やテスト、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

○ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・入学試験やテスト等において、個々の児童等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- ・外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、安全性や情報セキュリティを確認したうえで、介助者等の立ち入りを認めること。学外の介助者の立ち入りが難しいと判断する場合は、校内介助者の配置を検討すること。
- ・行事等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ・移動に困難のある児童等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- ・校外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- ・障害のある児童等が参加している実験・実習等において、特別に支援員等の配置を検討すること。
- ・聞こえにくさのある児童等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調節したり、文字による代替措置を用意したりすること。
- ・読み・書き等に困難のある児童等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- ・授業や説明会等において、公開範囲や管理要領を確認した上で、状況に応じて、ICレコーダー等を用いた授業の録音、板書の写真撮影を認めること。
- ・不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、授業等の目的に適う範囲

で教職員や支援員を配置して作業の補助を行うこと。

- 感覚過敏等がある児童等に，サングラス，イヤーマフ，ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして，作文・感想文等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに，期限の延長等を検討すること。
- 学級内で，教師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 肢体不自由や慢性的な病気等のために他の児童等と同じように運動ができない児童等に対し，運動量を軽減したり，代替できる運動を用意したりするなど，障害・病気等の特性を理解し，過度に予防又は排除することなく，参加するための工夫をすること。
- 治療等で学習空白が生じる児童等に対して，授業資料を提供する，質問対応を行う，別途課題を与える等，学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には，介助者の入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある児童等の求めに応じて，事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。